

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和4年11月7日（月） 11時5分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 学校防災ボランティア事業の参加高校生を募集します

質疑事項

- ・ 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について
- ・ 監査報告について
- ・ 金融教育の取組について
- ・ 無形文化財の支援について

発表項目

○ 学校防災ボランティア事業の参加高校生を募集します

学校防災ボランティア事業の参加高校生を募集するものです。若き防災リーダーを育成するため、東北の被災地で学ぶ学校防災ボランティア事業の参加高校生を募集いたします。この取組の趣旨ですけれども、近い将来、南海トラフ地震の発生が危惧される本県におきまして、県内の高校生が自らの命を守り抜くことに加え、支援者ともなり得る視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できる知識、能力を習得することが求められているところです。このため、県内の高校生が宮城県や福島県の被災地を訪問して、現地の方々との交流やボランティア活動、被災体験・復興についての学習や、現地高校生との防災合同学習などを行うことにより、大規模な自然災害発生時に、地域で自ら行動できる人材の育成に取り組みます。

日程と主な内容ですけれども、まず12月18日に事前学習会としてオリエンテーションを行います。現地東北での学習会は、来年1月6日から9日まで3泊4日になります。1月6日に県内各地から福島県まで移動して、午後、東日本大震災・原子力災害伝承館を視察いたします。これは双葉町にございまして、令和2年9月にオープンした施設であります。まだ未定ですけれども、できればその場で現地の高校生と交流できないかをやりとりしているところです。翌日1月7日は、東松島市のあおい地区で午前中はボランティア活動を行います。このあおい地区は、東松島市で最も大きな集団移転地区で、580戸ほどが移転されたり、住宅に入られたりしております。そこで午前中はボランティア活動を行い、午後は、「災害医療とこころのケア」の講師として、石巻の赤十字看護専門学校の元教員の方をお願いしております。あとワークショップとして「避難所運営」、この講師は東北大学の齋藤先生です。この齋藤先生は、東北大震災の当時に石巻西高等学校で教頭の職にあられましたので、実際にその震災において、その学校での避難所運営も経験された方です。高校生が果たせる

役割など、当時の様子も含めてワークショップで学ばせていただきます。また講義「復興への取組」として、このあおい地区の小野会長様にお願いしております。3日目が1月8日です。午前中に、津波被災施設として、震災遺構の門脇小学校を視察させていただき、宮城県立涌谷高校と三重県の現地を訪問する高校生等による防災合同学習会を実施します。午後は、津波防災・被災施設として、震災遺構の大川小学校を視察して、午前中の門脇小学校もそうですけれども、語り部の方から当時の様子からその後の状況について聞かせていただいたり、学ばせていただく予定です。そのあと、東松島市役所の方から「行政の災害対応」、あるいは東松島市の社会福祉協議会の方から「災害ボランティア活動」で学習いたします。4日目は、宮城県から三重県に戻ってくる予定になっております。事後学習会といたしまして、令和5年1月22日に9時から15時の予定で事後学習会を行います。現地活動でのふりかえり、まとめを行いながら活動内容を発表しますので、そういった資料も作成していきます。成果発表会としては、2月5日を予定しております。生徒はこの成果発表会だけにとどまらず、それぞれの高校での発表であったり、三重県災害時学校支援チームを令和2年度から三重県教育委員会で育成していますので、その支援チーム80名弱ですけれども、その隊員向けの研修の場においても、成果発表を行う予定をしております。

3点目の防災士の資格取得ということで、参加者が防災士の資格を取得できるよう、防災士勉強会を資料の(1)、(2)と、現地での学習を通じて、防災士資格取得に必要な研修履修証明を取得できるカリキュラムといたします。防災士はNPO法人日本防災士機構が認証する資格であります。勉強会としては事前に12月18日、帰ってきてから2月12日に、2日間行います。3月4日に普通救命講習と防災士試験がございます。この受験料については、生徒の自己負担をお願いしております。参加生徒の募集ですけれども、県内に所在地のある高校の生徒20名程度を募集いたします。申込については、11月28日までにそれぞれの担任の先生に提出してくださいという案内になっております。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などにより、事業の一部または全部を中止する場合があったり、感染症の感染対策上、参加を控えていただく場合がございます。参加費用としては、防災士テキスト代3,500円と、全日程の昼食代、飲み物代、(県内の)学習会にかかる交通費でございます。

発表項目に関する質疑

○ 学校防災ボランティア事業の参加高校生を募集します

(質) こういったボランティア事業は高校生が現地に行って、ボランティア事業をするというのは今回初めての取組ですか。

(答) 三重県ではまず平成24年度から27年度まで、中学生を対象にした宮城県の中学生との交流、向こうに行ったりこっちに来ていただいたりした学校防災交流事業に取り組んできました。平成28年度からは今回の学校防災ボランティア事業として、三重県から当時は中学生、高校生が被災地に行かせていただいて、被災地との交流とか、現地

の学校での防災合同学習とか、あるいはいろんな被災した現場を生で見せていただくとか、語り部の方から聞く取組をしております。その後、令和2年度は新型コロナの影響で、この事業そのものは予定していたのですが中止といたしました。昨年度は、こういった募集はできませんでしたが、紀南高校の生徒7名が現地の方に行って学習してきているので、こうした募集をするのは3年ぶり、令和元年以来3年ぶりという形になります。

(質) 今回防災士の資格取得も任意ではありますが、こちらと同じカリキュラムを作ったのはどういったねらいになりますでしょうか。

(答) 防災士の資格も任意なのですが、以前から参加された生徒さんにこういう資格があることは紹介してまして、これまで67人がこの資格を受験して合格しています。防災士の資格試験があるのですが、災害の種類とか災害への備えとか、災害時の対応とか、12項目の講座も別途聞きながら、受講後試験を受けることになります。その防災士の資格は、地域の防災リーダーの自覚を持つことにもなりますし、継続的に地域の防災活動に従事してもらうための有用な資格でもありますので、こういう参加された生徒さんでももちろん任意なのですが、そういう資格があることを紹介して、希望される方には受験して、資格を取得していただいている状況です。

(質) 参加生徒さんですが、こちらは書類を提出していただいて、書類選考応募が多数あった場合は、書類で選考する方になりますか。

(答 教育総務課) そうです。

(質) 今年の内容でこれまでと何か新しく内容が変わったことはありますか。

(答) 当初は、中学生や高校生が現地に行かせていただいた時に、2011年ですので、同じ世代の子どもたちが実際に被災し被害を受けているという状況を生で体験した世代の生徒と、大変な状況なのですが交流させていただくことがございました。その後、年を経るとそういった同世代の生徒は、直接的な体験とかを聞かせていただくのが中々難しいという状況があって、語り部の方であったり、大学生であったり、そういった工夫をしてきたところです。今回、初日に双葉町の東日本大震災・原子力災害伝承館の視察で、これは令和2年9月に開設された施設ですので、そこで本当に悲惨な状況や復興の状況も含めて見ていただくのが、新たな取組であります。それから震災遺構も2ヶ所見て、単に見るだけでなく、語り部の方からいろいろな話を聞かせていただくということで工夫させていただいています。その間、実際にワークショップや現地の高校生も地域の防災ということで、学習に取り組んでいる学校がございますので、その学校と交流をさせていただくのが今回の内容です。

(質) これまでこの事業に参加された生徒数を教えてもらっていいですか。

(答 教育総務課) 直近の令和元年度には中学生14名、高校生23名の合計37名に参加いただきました。平成30年度は中学生12名、高校生25名の37名。平成29年度は中学生10名、高校生25名。平成28年度は中学生10名、高校生26名に参加していただい

ております。合計数としては、令和元年度が中高合わせて 37 名。平成 30 年度が合計 37 名。平成 29 年度が合計 35 名。平成 28 年度が合計 36 名参加いただいています。

(質) 平成 28 年から令和元年までの間で、この人数の方が事業に参加して、そのうち 67 名が防災士の資格を受検したということですか。

(答 教育総務課) そうです。資格取得ということで、最終的に把握できてない部分があるのですが、少なくとも 67 名が取られたということを確認しています。

(質) これ、受験者数で防災士の資格を取った人数ではないということですよ。

(答) 67 名は資格を取得された人数です。

(質) 今の回答だと対象が高校生だけとなったのは今回からということになりますが、その理由もお聞かせください。

(答 教育総務課) 令和元年度以前は三重県から集団で、バスで行っていましたが、今回列車の方で移動させていただく形にしております。その関係もありまして、全体の募集人数を少し縮小させていただいていることがございますので、中学生よりも色々な今まで経験をさせていただいていて行動範囲も広いですので、今後の活躍もすぐ期待される場所もございますので、今年度につきましては高校生のみと限定させていただいております。

(答) これまで参加された生徒の中には、熊本地震があった時に災害ボランティアとして、自主的に参加してくれた生徒が平成 28 年度には 4 名、29 年度も 3 名、30 年度の 1 名という形で何かしてくれたり、あるいは防災のサミットとか、いろいろな会場で発表してくれたりしている生徒もいます。

(質) 別途 8,000 円と書いてあるけど、8,000 円以外に何かお金が要するというわけではないですか。別途というのは他に支払うお金があったうえで、使うと思うのですけど。

(答 教育総務課) テキスト代で 3,500 円かかります。

(質) あわせて 11,500 円と。

(答) そうです。

(質) これ 3 日間バスで行くこのお金自体は、無料なわけですね。

(答) そうです、県の費用です。

(質) そこは多分、受験料とかで負担がかかっていると思うのです。バスの費用を無料にするのであれば、それをふまえて、例えば資格を取りたいといった生徒の受験料を無料にするということにはならないですか。

(答) そうですね。防災士の資格を紹介することをさせていただいた時に、多分検討したのだと思うのですけれども、もちろん希望をされてということなのですからけれども、個人の資格になることもあって、この部分については自己負担という形でさせていただいているところです。参加するメニューについては、基本的に健康上問題なければ全て参加していただくことですが、自ら具体的に考えてもらって、防災士の資格を取ってみようという生徒の資格にかかる経費については、負担をさせていただいているところ

です。

(質) ボランティア活動の学習自体も、学習したことで個人の能力になるわけですよね。資格も同じような意味合いではないかなというふうに思ったわけなのですけど。

(答) そこは区分けをさせていただいております。

(質) これまでに資格を取得された 67 名もみんなこれは払っていると。

(答) そうです。

(質) 今年度、防災対策部の方で「みえ学生防災啓発サポーター」というのをやられていて、そのカリキュラムの中でもこれも選択制ですけれど、東松島の方へボランティアに行っている現地で学ばれるということがあるのですけれど、これも高校生も対象になっていて、参加される方が結構いらっしゃるという聞いていますのですけれど、こちらの事業が先にやっていることだとは思いますが、それとの違いとかそれもふまえて教育委員会でやっているこの事業の魅力とか、PRポイントがあれば教えてください。

(答) 防災対策部は、どちらが中心かというと大学生の中で高校生もという形だと思うのですが、教育委員会において防災教育というのは、2011 年の大震災の後、防災教育の考え方もいろいろを策定させていただいて、それ以降、例えば防災ノートという形で、小学生、中学生、高校生と発達段階に応じて学習してきております。その中で、高校生については自ら命を守れるようになることとともに、可能な範囲で支援者にもなってほしいことがございまして、向こうに行った場合の活動として、単に状況を見るとか語り部の人の話を聞くということにとどまらずに、現地で活動している高校生と実際に交流したり、それから今年度は齋藤先生ですけれど、当時、活動された方が、三重県の高校生が自分らの課題認識として思っている事項について、知識とか経験を深められたら良いというような視点を大切にやってきてございまして、今回も特にそのあたりを考えて、防災対策部の事業もありますので、我々として高校生ではこういうことが体験学習、それから自分の力になるということを伝えられるように検討してきたところではあります。

(答 教育総務課) 防災対策部の事業の方は、先ほどもありましたけど、大学生を中心ということで、同世代に向けた情報発信とか、インフルエンサー的な役目を期待して養成されているとも聞いています。先ほどもお話がございましたけれど、高校生として、どのようなことができるのかをこの事業で考えていただきたいと思います。また、ここで経験した高校生たちが、そういったサポーターのような役目を、発展して担っていくことも考えていけると思います。

その他の項目に関する質疑

○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

(質) 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校の調査結果が出たと思うのですが、今回、

いじめの認知件数が、統計が残る中では最多で、不登校は小中学校については最多ということだったのですけれど、この結果についてはどのように受け止められているでしょうか。

(答) まず、いじめについては認知ということをしっかりとしていくことで、ここの部分については、いじめの認知がどういう形で認知されたかは、アンケートに答えていただいとすることが多くなっています。三重県では、1学期に1回はアンケートをすることにしてはいるのですが、聞き方も今までは、例えば、いじめを受けたことがありますかという聞き方だったのですけれど、そこはなかなか答えにくいところがありますので、嫌な思いをしたかとか、そういう形でアンケートを変えさせていただいて、あるいは家庭と学校が共通の視点で、児童生徒の変化があれば見守っていこうということで、気づきリストというものを家庭に配らせていただきました。それから、教職員の認知度を高めるため、こういったことがいじめに相当するということ、改めて以前から配らせていただいているところです。まず認知をしっかりすることと、認知したいじめについて、しっかりと解消に向けて対応していくことが大事だと思っています。いじめをしない、させないということで、道徳教育を中心にすべての教育活動において取り組んでいくことが重要だと思っています。それから、不登校についても、人数というのが小中学校において多くなっているところです。まず学校として、魅力ある学校づくりに取り組んで継続して行っていく一方で、不登校の児童生徒の対応として、各学校で担任とか養護教諭を中心にいろんなケアや支援をしているところですが、さらに心理的や福祉的なケアが必要な場合が出てきますので、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門人材を拡充したり、不登校の児童生徒の居場所であったり、活動のきっかけや交流のきっかけになるような、市町の教育支援センターは県内で20箇所あるのですけれど、ここにカウンセラーを配置したり、県立の教育支援センターは、今はないのですけれど、設立に向けて実証事業をやったりしています。あと、外に出にくいという児童生徒もいますので、オンライン上で交流したり、居場所となるようなオンラインでの取組というものも7月からさせていただいているところです。ですので、不登校は増えているという状況ではあるのですが、しんどい状況にある児童生徒、一人で抱え込みがちな保護者さんへの支援をしっかりしていくということと、一方で、不登校自体は悪いことではないのですが、学校が魅力のあるものということと両方、引き続きしっかり取り組んでいきたいと思っています。

(質) 今回、いじめが過去最多の件数になりまして、増えている中の要因としては、一概にただ単に増えているだけに限らず、こういった調査結果も増えていることで、全体で増えていると考えているが、改めて今回の調査で、アンケート調査がかなり有効な手立てとして、今後、県としてこのアンケート調査の回数を増やしたりなど、活用をどのように展開していくか。

(答) アンケートについては、各学校が学期に1回は、基本的には紙なのですけれど、三重

県ではしているところです。その内容の聞き方も、児童生徒が答えやすい形に改訂したということです。県立学校については、学習端末で、学期に1回に限らずいつでも自宅からでも、いじめとか嫌なことがあったら学校に連絡できるように対応させていただいているところです。何月からでしたか。

(答 生徒指導課) 9月からです。

(答) 9月から全ての県立学校で、いつでも学習端末を通じて学校に相談、連絡できるようにしております。その場合でも、学期に1回のいじめアンケートについては継続していきます。小中学校についてはそれぞれ状況が異なるのですが、県立学校の対応とか、それからそれぞれすでに対応しているところもありますので、そういった部分については今後も共有していきたいと思っています。

(答 生徒指導課) 訂正をお願いします。整備をするのが9月までに整備をして、すでにやっているところもあるので、まだ残っているところは9月までに整備して、10月から開始します(正しくは、「年内に準備を整える」です)。

(答) 9月中にすべての県立学校でそういう環境を整えて、10月から生徒が学習端末を通じて伝えられるようにしたということです。

(質) 10月から開始されたという言い方でよろしいですか。

(答) はい、10月から開始ということです。

(質) 市町の教育支援センターや学校などにスクールカウンセラーを拡充していくということですが、これもすでに今やっていることなのか、それともこれから拡充していくという話なのか。

(答) 20市町の教育支援センターが20あって、令和3年度からそのうちの一部3つの市町教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを週に1回とか2回とかになりますけど、配置を始めたところです。それは令和2年度にあたって、ある市町の教育支援センターを伺って、いろんな状況を聞かせていただいた時に教員の方が指導員として対応してもらっているのですが、通ったりいろいろ相談をしている児童生徒の中には例えば心理的な専門的なアドバイスがもらえればもう少し積極的にというか、その子の状況に応じた支援も自信をもってできるというお話も聞かせていただきましたし、やっぱりそういう心理的、福祉的なケアが必要な児童生徒家庭が増えていますので、その不登校児童生徒のある意味中核となる施設を専門的な人材を配置したいとの思いで、令和3年度に3つ配置して、今年度もう少し箇所を増やして7か所配置をしているところです。

(質) 3プラス7ですか。

(答) 3が7になりました。令和3年度に3箇所、令和4年度は7箇所です。

(質) これはもう配置済みですか。

(答) はいそうです。

○監査報告について

(質) 昨年度、県教委とか県立高校で、物が盗まれたとか物を不注意で壊してしまうということで、14件改善の指摘がありました。金額も421万円という額になるわけですが、例年よりも件数も金額も多いということで、そのことについて、教育長の認識と、教育委員会としてその対応があれば教えてください。

(答) 金額の中には盗難の部分も入っているかと思うのですが、それと不注意なりで配布されているパソコンを損傷させたということが多いという状況です。以前から注意喚起は徹底しているのですが、個別の内容を聞くと、不注意で落としたりということがございますので、やはり県の重要な備品ですので、改めて適正な管理というのを徹底したところですし、校長会等もございますので、そこも徹底していきたいと思っています。

○金融教育の取組について

(質) 8月の高校生県議会でも、参加した高校生から金融教育の充実を求める声がありまして、投資の機会が増えているのに投資を学ぶ機会がほとんどなくて、何も知らないまま投資をしないといけなくなってしまう。学校の学習指導要領が4月から新しくなったものだと、金融教育の充実が盛り込まれているかと思うのですが、三重県教委として金融教育についてどのように取り組んでいきたいかという認識であったり、お考えがあれば教えていただけないでしょうか。

(答) おっしゃるように、18歳成人ということもありますし、学習指導要領が変わりました。高校生の金融教育については本当に重要な事項であると認識しております。基本的には、政治経済、あるいは家庭の授業において消費生活という観点から、あるいは消費者という観点から、金融教育というのは取り組んでいます。加えて、学校によっては、民間の企業の方から専門的な知識を教えていただくということで、学校内の教員だけの授業に留まらずに、そうした民間企業の方に授業の具体的な話をしてもらったりということで、実際の授業で聞くということと、経済社会とか、実際の社会での状況もふまえて、これからの社会に出る高校生の適切な金融教育というのを今後もこういう機会も増やしながら進めていきたいと思っています。

○無形文化財の支援について

(質) 無形民俗文化財の支援。注力する取組についてはどうですか。無形民俗文化財の継承を後押しする事業に注力するということだそうですが、いかがですか。県教育委員会としては事実関係。県教委として。

(答) この前の登録のことですか。前提は。勝手神社の。

(質) いや、それではなくて、承継だったり、新型コロナの感染拡大等で縮小であったりとか中止しているような無形民俗文化財ですね。これについて、県として例えば活動を調

査したりだとか、保存だったりとかそういう支援関係。

(答) 支援というか、前回の常任委員会でも申し上げたかもわからないですけど、おっしゃるように令和2年度から多くの地域の祭りとか伝統行事とかが休止、中止をやむなくされています。それから、加えて、担い手の方がなかなか少なくなっている状況もあると認識しております。今年度は、相当の部分で前どおりとはいかないまでも、祭りとか行事とかが3年ぶりという形で実施していただいているところです。そういう中で、もう少し令和2年度より前から、なかなか担い手とか難しいという部分も一部あると聞いているのですが、そうした今の祭りとか行事の状況が、どういう状況かということについて、まず、市町を含めた会合やったか。

(答 社会教育・文化財保護課) 市町の担当者を対象とした連絡会議を今年度開催させていただく予定です。

(答) 市町の方々も含めた連絡会議を開催して、そこで、実際には市町の方がかなりそういった部分で一義的に関わっていただいている部分がありますので、その中で市町の対応状況とか取組状況とか、それから、祭りの実施とかの状況も含めてまずは把握したり共有したりしたいと思っています。

(質) これは、なんか関係予算をいつかのタイミングで補正予算に計上するとか、当初予算で賄えるとか。これ事業として一つまとめて新規事業みたいなものがあるわけなのか。

(答) 今申し上げたのは事業として予算を組んでとかいうのではないです。それで、今年度の新規事業としてここでも紹介させていただきましたけど、地域の祭りとか伝統的なことを体験してもらって、そういう祭りや伝統行事とかに興味をもってもらったり、場合によっては、将来そういうことの担い手になっていただけないかということで、新規事業を今年度実施しております。

(質) 予算とか、教育的には新規事業の中でこれをやるということなのですか。

(答) 新規事業は少し、対象というか、体験してもらえる部分を絞った形というか、焦点をあてた形になっていまして、今申し上げた部分はいろんな祭りとか伝統行事があるのですが、やっぱり、そういったことを全般について市町の対応が、取組がどうかとか、今活動がどんなふうになっているかということをもっと把握したり、共有するための会合を設けるところです。

(質) 特定の事業に基づいた取組とか、何か予算が紐づいているわけではなく、今のところ事務レベルの作業として。

(答) 大きくは令和2年度に三重県の文化財保存活用大綱を作っておりますので、そこで保存・活用・継承というのは言っておりますので、大きくはその延長線上というか、その中にあるのですが。

(質) これだけを取り出して何か事業として名称があるというわけではない。例えば年度内ということですから、近いうちにそういった連絡会議であったりとか、あとはそういった

た取組もある度に例えば公表するとか、紹介するようなことは、ただの活動状況の結果を公表するみたいなことにはならない。

(答) どこかでまた報告はあるのかわからない。これからまたそんなことも含めて、どうやってしていくのか検討していきたいと思います。

以上、11時51分終了